

農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、農地中間管理事業
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)
第18条第3項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和5年9月26日

公益財団法人群馬県農業公社
理事長 横室 光良

農用地利用集積等促進計画(案) (板倉町)

所 在					面積(m ²)	終期
市町村名	大字又は町	字	地番	地区名		
板倉町	内蔵新田	百田内	209	全域	1615	R12.2.28
板倉町	内蔵新田	百田内	210-1	全域	4029	R12.2.28
板倉町	内蔵新田	百田内	211-1	全域	1351	R12.2.28
板倉町	飯野	合ノ谷	1881	全域	793	R14.3.31
板倉町	海老瀬	中新田	8233-B	全域	3073のうち1000	R25.3.31
板倉町	岩田	宿浦	856-1	全域	993	R15.3.31
板倉町	岩田	宿浦	857-1	全域	849	R15.3.31

◎意見聴取期間

令和5年9月26日(火) から 令和5年10月2日(月)